**山形県郷土館「文翔館」ホームページ広告掲載要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、公益財団法人山形県生涯学習文化財団（以下、「財団」という）山形県郷土館「文翔館」ホームページ（以下「文翔館HP」という。）に民間事業者等の広告を掲載する事業（以下「広告事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　広告事業は、結婚に向けた気運の醸成に寄与するとともに財団の財源の確保を図ることを目的とする。

（広告の範囲等）

第３条　文翔館HPに掲載する広告は、山形県郷土館「文翔館」を撮影地とした、婚礼前撮りを業とした写真撮影の広告とし、文翔館HPに掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

（1）法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

（2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

（3）人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

（4）政治性又は宗教性のあるもの

（5）水着姿、裸体等を含むもの（スポーツに係るものを除く。）

（6）青少年の健全な育成を阻害するもの又はその恐れのあるもの

（7）第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はその恐れが

あるもの

（8）公正競争規約、公的機関が定める広告規制、これらに準じる業界規制に違反するもの又はその恐れがあるもの

（9）事実誤認の恐れがあるもの

（10）当該広告の内容について県が推奨しているかのような誤解を与える恐れがあるもの

（11）その他広告として表示することが適当でないと認めるもの

２　原則として次に掲げる者又は団体が広告主となる広告は掲載することはできない。

（1）法令等に違反した者

（2）県から指名停止措置を受けている者又は不利益処分を受けている者

（3）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団という。以下同じ。）

（4）暴力団員等（同法第２条第６号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）

（5）役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これ

らと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その

他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの

（6）暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

（7）自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図

る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用し

ているもの

（8）暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の

維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

（9）その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（10）文翔館での撮影実績がない団体

（11）その他広告を表示する広告主として適当でないと認めるもの

３　前２項に定めるもののほか、文翔館HPに表示することができない内容の具体的基準は、山形県郷土館「文翔館」ホームページ広告掲載基準第4条及び第5条とする。

（広告の掲載の方法）

第４条　広告の掲載は、文翔館HPに広告を掲載する権利を販売する方法により行うものとする。

２　文翔館HPに広告を掲載するために必要となる物品の制作費、設置費用等の費用は、広告主が負担する。

（募集及び決定）

第５条　広告主は原則として文翔館HPにより公募する。

２　広告主の募集及び決定方法並びに広告の掲載に必要な手続きは山形県郷土館「文翔館」ホームページ広告掲載要領に定める。

（広告主の責務）

第６条　広告主は広告の内容その他広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

２　広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担に置いて解決しなければならない。

（広告の取扱）

第７条　財団は、原則として期限を定めて文翔館HPに広告を掲載するものとする。

２　広告の掲載期間中、広告の内容等が虚偽であることが判明した場合、広告主が第３条第２項各号のいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合、財団は当該広告の掲載を取りやめ、又は当該広告に係る文翔館HPの使用を中止することができる。

３　前項に該当したことにより文翔館HPの撤去等の必要が生じたときは、その費用は、広告主が負うものとする。

（協議）

第８条　広告事業について疑義が生じた場合は、財団と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（裁判管轄）

第９条　広告事業に関する訴訟は、山形地方裁判所に提訴するものとする。

（その他）

第10条　広告事業は、この要綱に定めるもののほか、関係法令等の定めところに従い適正におこなわれなければならない。

附則

　この要綱は、令和５年３月２４日から施行する。